ワンヘルスロゴマークの使用に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ワンヘルスロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。) を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「ワンヘルス」とは、人と動物の健康及び環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方をいう。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ワンヘルスを象徴するロゴマークをワンヘルスに関係する様々な場面、 媒体等で活用することで、ワンヘルスの認知率を高め、機運の醸成を図ること を目的とする。

(著作権)

第4条 ロゴマークに関する著作権は、福岡県が所有する。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認申請等)

- 第6条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめワンヘルスロゴマーク使用申請書(様式第1号)を福岡県知事(以下「知事」という。)に提出又はインターネットを利用して必要事項を送信し、その承認を得なければならない。
 - ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるロゴマークの図 柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。
 - (1) 福岡県内の地方公共団体及び県の外郭団体が使用する場合
 - (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (3) 福岡県ワンヘルス推進協議会の構成団体など、ワンヘルスに関係する団体が使用する場合
 - (4) 「福岡県ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録事業者・団体がワンヘルスの普及啓発を目的として使用する場合
 - (5) 福岡県ワンヘルスマスターがその活動に当たって使用する場合
- 2 知事は、前項の規定による使用申請があった場合において、その申請者及び 内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。
- (1) 第3条の目的に沿わないと判断される場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員に該当する場合
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)

に規定する営業を行う団体等に該当する場合

- (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する 連鎖販売取引を行う団体等に該当する場合
- (5) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 県の指名停止措置を受けている場合
- (7) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う団体等に該当する場合
- (8) ワンヘルスの正しい理解の妨げになると認められる場合
- (9) 福岡県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (10) その他、県が不適当と認める場合
- 3 第1項の承認は、ワンヘルスロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2 号)をもって通知する。
- 4 知事は、必要に応じ、ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という)及び第6条に規定される者に対してロゴマークの使用状況について、ワンヘルスロゴマーク使用状況報告書(様式第3号)による報告を求めることができるものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 使用者がロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ワンヘルスロゴマーク使用ガイドラインに定められたルールに従って使用すること。
 - (2) 農林水産物やその加工品に使用する場合には、福岡県ワンヘルス認証を 取得した物であると誤認されないような表示に努めること。
 - (3) 使用期間を遵守すること。
 - (4) 承認された用途のみに使用し、知事が付した条件・指示に従うこと。
- 2 知事は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。
- 3 前 2 項の規定(ただし、第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。)は、第 6 条ただし 書きの場合について準用する。

(使用の非独占性等)

第8条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

(承認内容の変更の申請)

- 第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ワンヘルスロゴマーク使用承認変更申請書(様式第4号)を知事に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、ワンヘルスロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第 10 条 知事は、ロゴマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると 認めるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取り消しは、ワンヘルスロゴマーク使用承認取消通知書(様式 第5号)をもって通知する。
- 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

- 第 11 条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、福岡県はその責めを負わない。
- 2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた 場合でも、福岡県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要領は、令和4年8月3日から施行する。
- この要領は、令和6年1月30日から施行する。

(別紙)

ワンヘルスロゴマーク (縦)



(横)



FUKUOKA ONE HEALTH